

イノシシ捕獲（駆除）の手順について

越前市では、イノシシ等による農作物等被害が発生した場合に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の第9条に基づいて捕獲を実施しており、その手順及び捕獲方法等は以下のとおりである。

[捕獲手順]

- (1) イノシシによる被害発生
- (2) 地元農家組合長、区長より捕獲依頼書をJAへ提出
- (3) JAは書類にもとづき現地調査のうえ、必要と認められれば市に捕獲依頼書を提出
- (4) 越前市はJA提出の内容を確認し、地域住民の方による防除対策によっても被害が防止できない場合など、捕獲が必要と認めた場合に捕獲を行う
- (5) 越前市と猟友会は現地の状況を踏まえて捕獲方法を検討する
- (6) 現地確認を行った上で、有害鳥獣捕獲の手続きを行う
- (7) 捕獲の実施

[捕獲方法]

檻による捕獲

イノシシの通り道（けもの道）、泥浴び場（ぬた場）周辺で檻設置が可能な場合、檻による捕獲を実施している。

[許可条件]

駆除期間 3ヶ月

駆除捕獲頭数 300頭以内

原則として狩猟期間の前後2週間は実施しないこと